

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 14/2567
เรื่อง มาตรการส่งเสริมกิจการขนส่งทางอากาศ
非公式訳
投資委員会布告
第 14/2567 号
件名：航空輸送事業への奨励措置

仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

航空会社の事業運営コスト負担を一時的に軽減するため、投資委員会は仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 本措置は航空輸送の事業者に適用される。タイ国内で使用するために輸入され海外に輸出された航空機をプロジェクトで使用する事が許可する。

第 2 項 恩典

機械の輸入税を免除する。ただし、第 1 項に基づく航空機のサービス提供による収入については法人所得税免除の対象としない。

第 3 項 仏暦 2568 年 (2025 年) の最終営業日まで投資奨励を申請すること。また、タイ国内で使用するのために輸入され海外に輸出された航空機のみを使用するプロジェクトでなければならない。

第 4 項 本布告は布告の発布日以降に提出される投資奨励申請書に適用する。

発布日：仏暦 2567 年 (2024 年) 9 月 3 日

ピチャイ・チュンハバジラ

(ピチャイ・チュンハバジラ)

副首相

投資委員会委員長